

茨城県知事 殿
 (保健所長 殿)

郵便番号

開設者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

電話番号

病 院 開 設 後 の 届 出 事 項 の
 一 部 変 更 届

次のとおり病院の開設後の届出事項の一部を変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の2，同法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第2項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第3条第2項の規定により届け出ます。

ふ り が な			
1	名 称		
2 開 設 の 場 所	郵 便 番 号		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
3	開設許可年月日 及び指令番号	年 月 日 指令第 号	
4	変更の理由及び 変更年月日		
5 変更前の管理者の住所又は氏名		6 変更後の管理者の住所又は氏名	
7	変更後の管理者の臨床研 修修了登録証又は免許証番 号及び登録年月日	第 年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)

8 変更後の管理者の再教育 研修修了登録年月日	年 月 日	保健所担当者確認欄 (注を参照)	
9 添付書類	<p>管理者の履歴書及び臨床研修修了登録証の写し(管理者が医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合には、再教育研修修了登録証の写しも添付すること。また、平成16年4月1日以前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者又は平成18年4月1日以前に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者である場合には、臨床研修修了登録証の写しの代わりに免許証の写しを添付すること。)</p>		

(注) 臨床研修修了登録証の写し、免許証写し及び再教育研修修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、保健所担当者確認欄に保健所担当者の署名を受けること。